

	狛江市(暫定フロー)	対応者	対応期限または対応期間の目安	備考	意見等
①	不適切な利用に関する通報等受領	社会教育課または指定管理者	0日	電話、メール、手紙等	
②	該当団体等の特定・登録内容等確認(書面)	①を受けた者	①の後、概ね2営業日以内		
③	社会教育課と指定管理者で情報共有	社会教育課及び指定管理者	②の後、概ね2営業日以内		
④	利用状況確認(現地確認・ヒアリング)	社会教育課及び指定管理者	なし(団体の活動状況による)	現地確認は予告なし 簡易なものは口頭注意して対応終了	
⑤	処分・口頭注意等の内容調整	社会教育課及び指定管理者	⑤の後、概ね2週間以内		
⑥	利用状況再確認(ヒアリング) 新たな疑義等がなければ⑤の内容について伝える。	社会教育課及び指定管理者	なし(団体の都合による)		
⑦	処分・口頭注意等の内容再調整	社会教育課及び指定管理者	⑥の後、概ね2週間以内		
⑧	起案、通知	社会教育課	⑦の後、概ね1週間以内		
⑨	システム登録内容の修正・削除、還付手続き、書類提出等の対応	社会教育課または指定管理者	適宜		
⑩	<u>全体に対する注意喚起も必要に応じて行う</u>	<u>社会教育課及び指定管理者</u>	<u>適宜</u>		
備考	※④～⑨は必要に応じて実施。(口頭注意のみ、資料の再提出等で終了の場合が多い) ※口頭注意等簡易なものは、指定管理者または社会教育課のみで対応				